

# そよ風

第5号

今治市立立花中学校

## 「部落差別の解消の推進に関する法律」について

「部落差別の解消に関する法律（部落差別解消推進法）」が2016年（平成28年）12月9日に成立し、16日に公布・施行されました。全6条からなる法律で、「部落差別」の名称を冠した初めての法律です。

### ○ 部落差別の問題とは、・・・？

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることや、そこに住んでいるという理由で、日常生活の上で様々な差別を受ける、重大な人権侵害です。残念ながら今なお、結婚の際の身分調査や、就職試験で本籍地や親の職業を尋ねるなど、本人の能力や適性に関係のない質問をするといった事案が発生しています。また、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事案も多く発生しています。

### ○ どのような法律なのでしょう？

- ・ 「部落差別」の名称を初めて使った法律。
- ・ 現在もなお部落差別が存在するとの認識が、法律で新たに示された。（第1条）
- ・ 部落差別は日本国憲法に照らして「許されないものである」「解消すべき重要な課題である」と明記された。（第1条）
- ・ 部落差別の解消に関する教育および啓発の必要性が明記された。（第5条）



## ○ なぜ今、施行されるのでしょうか？

- ・ インターネット上に部落に対するデマや偏見、差別的情報が発信され、差別の拡大、悪質化が進んでいる。
- ・ 「戸籍謄本等不正取得事件（プライム事件）」「全国部落調査復刻版」出版事件など、相次ぐ差別事件が発生している。
- ・ 特措法失効後、部落差別の現実に対する無視、軽視、認識不足が広がってきた。

## ○ 差別を解消するためには、…？

### ① 正しい知識を身に付ける。

誤った知識や思い込みは、同和問題の解決を妨げる要因の一つです。同和問題の解決のためには、私たち一人一人が正しい知識を得て、問題を理解し、自分の身の周りから解決に取り組むことが大切です。



### ② 自分に関わりのある問題として考える。

私たちは、差別の問題を自分とは関係ない問題と考えてしまいがちです。しかし、差別の問題はどこか遠い世界で、特別な人が引き起こす問題ではありません。自分がしてしまうかもしれないし、出会うかもしれない問題なのです。

### ③ 予断や偏見を持たないで人と接する。

私たちが人と出会うとき、その人個人がどんな人かについて、予断や偏見を持たずに接し、様々な人と豊かな関係を築くことは、私たち一人一人の人生を豊かなものにする事になると思います。そのことがやがて差別をなくしていくことにつながるのではないのでしょうか。